

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成26年4月8日（平成26年（行個）諮問第40号）

答申日：平成28年6月22日（平成28年度（行個）答申第50号）

事件名：特定事業者に対する相談事案（三者会談）に関する文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成25年5月30日付け国総情政第43号（以下「処分1」という。）及び同日付け国総情政第42号による不開示決定（以下「処分2」といい、「処分1」と併せて「原処分」という。）について、その取消し及び文書の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立の理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 異議申立書

###### ア 異議申立て1

三重運輸支局等は申立人に交付した確認事項等を捏造・改ざんした三者会談の議事録を作成して中部運輸局経由で本省整備課に報告したのは事実であることから非開示（不存在）決定処分を取り消し開示するとの決定を求める。

###### イ 異議申立て2

処分庁（中部運輸局及び三重運輸支局）と諮問庁（国土交通省本省）が謀議のうえ裏付けるもの（「証拠書類」、「証拠物」）がない身勝手な言い分のみを記載した「補充理由説明書」を審査庁に送付したのは虚偽公文書であることから、異議申立に係わる非開示（不存在）決定処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

##### (2) 意見書

異議申立人から平成26年5月20日付け（同月21日受付）で意見

書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立てについて

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し別紙1に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めて行われたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、開示請求1に係る文書1及び文書2について、「国土交通省は組織ぐるみで国民の主張と証拠を無視、特定事業者の債務不履行・不正請求の事実と証拠を隠し法令にもとづく処分を行わず、事実を知らない国民に隠れて、文章の文字、語句等を国土交通省の都合の良いように改め換え且つ事実でないことを事実のように合意事項、確認事項を作り上げて中部運輸局経由で国土交通省本省に送付させた三者会談の議事録に関する」と、文書の前提を記載しているが、その内容は事実と相違していることから、事実と相違することを前提とした文書1及び文書2の開示請求をしているのか、単に国土交通省で保有している別紙2に掲げる文書①及び文書②を請求しているのかについて、異議申立人に対して確認を行った。その際、前者であれば、文書1及び文書2は不存在であり、不開示となるが、保有個人情報開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報」の記載から、「国土交通省は組織ぐるみで国民の主張と証拠を無視し、特定事業者の債務不履行・不正請求の事実と証拠を隠し法令にもとづく処分を行わず、事実を知らない国民に隠れて、文章の文字、語句等を国土交通省の都合の良いように改め換え且つ事実でないことを事実のように合意事項、確認事項を作り上げて中部運輸局経由で国土交通省本省に送付させた三者会談の議事録に関する」という部分を削除すると、文書の特定が可能であることについて教示を行い、異議申立人に対して、補正を求めたものの、補正期限までに回答がなされず、文書の特定ができなかったため不開示決定（処分1）を行った。
- (3) 開示請求2に係る文書3について、「国土交通省は組織ぐるみで事実と証拠を隠し、事実を知らない国民に向けて、文章の文字、語句等を国土交通省の都合の良いように改め換えてある文書。且つ事実でないことを事実のように作り上げてある」と、文書の前提を記載しているが、その内容は事実と相違していることから、事実と相違することを前提とした文書3の開示請求をしているのか、単に国土交通省で保有している別紙2に掲げる文書③を請求しているのかについて、異議申立人に対して確認を行った。その際、前者であれば、文書3は不存在であり、不開示となるが、後者であれば保有しており開示できるため、保有個人情報開

示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報」の記載から、「国土交通省は組織ぐるみで事実と証拠を隠し、事実を知らない国民に向けて、文章の文字、語句等を国土交通省の都合の良いように改め換えてある文書。且つ事実でないことを事実のように作り上げてある」という部分を削除すると、文書の特定が可能であることについて教示を行い、異議申立人に対して、補正を求めたものの、補正期限までに回答がなされず、文書の特定ができなかったため不開示決定（処分2）を行った。

(4) これに対し、本件審査請求人は、原処分を取り消し、文書の開示を求めて提起されたものである。

## 2 原処分に対する諮問庁の考え方について

(1) 「異議申立人と特定事業者の車検整備に関する行政相談（以下「特定事案」という。）」の今後の対応について、三重運輸支局は行政庁として中立の立場で、不明な点や今までの経緯について、異議申立人と特定事業者の当事者双方の理解・納得を得る機会の場合として、当事者双方及び中部運輸局及び三重運輸支局が出席する「三者会談」の場を計画して実施した。

三者会談は、1回目を特定年月日A、2回目を特定年月日B実施し、三重運輸支局は、2回の「三者会談」の会談概要について、三者の発言内容、合意事項及び確認事項を記録した「議事録」を作成した。

(2) 文書1及び文書2は、上記(1)の「三者会談の議事録」と考えられるが、三者会談の議事録に記載されている内容は、異議申立人も同席した三者会談における発言内容等を記録したものである。

三者会談の議事録の記録内容を確認したところ、三者会談特定年月日Aの議事録においては、1. 日時、2. 場所、3. 出席者、4. 概要、5. 合意事項の項目について記録し、そのうち、4. 概要に記載された三者の主な発言内容は、三重運輸支局は特定事業者に対する指導、異議申立人は特定事業者に対する要望、特定事業者は当事者間の問題であり両者で和解したい旨記録されており、5. 合意事項については、特定事業者が特定年月日Aまでの経過報告を2週間後を目途に作成し、内容については三者で確認する旨が記録されている。

また、第2回三者会談特定年月日Bの議事録は、1. 日時、2. 場所、3. 出席者、4. 概要、5. 確認事項の項目について記録し、そのうち、4. 概要に記載された三者の主な発言内容として、異議申立人は行政に対して特定事業者の適切な処分の求め、特定事業者に対して事実即した始末書の作成の求め、三重運輸支局及び特定事業者は異議申立人の発言について理解した旨記録されており、5. 確認事項については、異議申立人が発言した行政に対する要望等が記録されている。

(3) 処分庁において、文書1及び文書2として考えられる、上記(1)の

「三者会談の議事録」を確認したところ、上記（２）で説明するとおり三者の発言内容を記録したものであり、その記録内容に「国土交通省は組織ぐるみで事実と証拠を隠し、法令にもとづく処分を行わず、事実を知らない国民に隠れて、文章の文字、語句等を国土交通省の都合の良いように改め換え且つ事実でないことを事実のように合意事項、確認事項を作り上げて中部運輸局経由で国土交通省本省に送付させた三者会談の議事録」との事実は確認できないため、文書１及び文書２の前提としている「国土交通省は組織ぐるみで事実と証拠を隠し、法令にもとづく処分を行わず、事実を知らない国民に隠れて、文章の文字、語句等を国土交通省の都合の良いように改め換え且つ事実でないことを事実のように合意事項、確認事項を作り上げて中部運輸経由で国土交通省本省に送付させた三者会談の議事録」とする文書は不存在である。そのため、当該前提を削除すると、文書①及び文書②の特定が可能である旨教示し、法１３条３項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。しかし、当該期間を経過しても、補正に対する回答が得られず、補正されないことから、不開示決定を行ったものであり、処分１は妥当と考える。

- (４) 異議申立人は、開示請求２に先立ち、法に基づき、中部運輸局長に対し、「異議申立人自身と特定事業者の車検整備に関する行政相談」（以下「特定事案」という。）に関する４３件の文書の開示を求めて、保有個人情報の開示請求（以下「前開示請求」という。）を行った。中部運輸局は前開示請求を受けて、４３件の文書のうち、１１件の保有個人情報について全部開示決定、１件の保有個人情報について、法１４条２号に該当する開示請求者以外の個人に関する情報を不開示とする一部開示決定、３１件について保有していないとして不開示決定（以下「前処分」という。）を行った。異議申立人は、諮問庁に対して、前処分の取り消しを求めて審査請求を提起した。

諮問庁は、前処分の審査請求を受け、法に基づき、内閣府情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、諮問を行い、「（平成２３年（行個）諮問第１４９号）」として受け付けられた。

さらに、前処分で不開示とした３１件の文書について、なぜ文書が作成されなかったかについて説明する別紙２に掲げる文書③を提出した。

- (５) 開示請求２に係る文書３は、上記文書③と考えられるが、文書③において説明する内容は、特定事案の経緯について事実関係を記載した項目、及び、３１件の文書のうち追加開示を行った２件の文書を除く、２９件の文書について、請求の求めに該当する文書は、作成又は取得していないことから保有していないことにつき、１件ずつ、それぞれ文書が作成されたであろう場面ごとに、その際、文書が作成されなかったことにつ

き、説明するとともに、念のため、まとめられている文書ファイルを中心に三重運輸支局内を探索したが該当する文書は発見できなかったことを説明しているものである。

- (6) 処分庁において、文書3として考えられる、上記文書③を確認したところ、上記(5)で説明するとおり「国土交通省は組織ぐるみで事実と証拠を隠し、事実を知らない国民に向けて、文章の文字、語句等を国土交通省の都合の良いように改め換えてある文書。且つ事実でないことを事実のように作り上げてある」との事実は確認できないため、文書3の前提としている「国土交通省は組織ぐるみで事実と証拠を隠し、事実を知らない国民に向けて、文章の文字、語句等を国土交通省の都合の良いよう改め換えてある文書。且つ事実でないことを事実のように作り上げてある」とする文書は不存在であるが、当該前提を削除すると、文書③の特定が可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。しかし、当該期間を経過しても、補正に対する回答が得られず、補正されないことから、不開示決定を行ったものであり、処分2は妥当と考える。

### 3 結論

以上のことから、諮問庁としては、保有個人情報の特定が出来ず、かつ、相当の期間を定めて、補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、補正に対する回答が得られず、開示請求書の不備が補正されないとして行った原処分は、妥当であると考ええる。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成26年4月8日  | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月21日    | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年5月23日 | 審議            |
| ⑤ 同月30日      | 審議            |
| ⑥ 同年6月20日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象保有個人情報は存在しているはずであるとして、原処分の取消しを求めるとしているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無及び原処分に至る経緯について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

### ア 開示請求1について

開示請求書には、異議申立人が開示を求める文書1及び文書2について、具体的な文書名が記載されている外、各文書の内容に「国土交通省は組織ぐるみで国民の主張と証拠を無視、特定事業者の債務不履行・不正請求の事実と証拠を隠し法令にもとづく処分を行わず、事実を知らない国民に隠れて、文章の文字、語句等を国土交通省の都合の良いように改め換え且つ事実でないことを事実のように合意事項、確認事項を作り上げて中部運輸局経由で国土交通省本省に送付させた三者会談の議事録に関する」などという条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙2に掲げる文書①及び文書②が対象文書に該当するが、異議申立人が開示を求めているのは、文書①及び文書②とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、開示請求書の記載のままでは文書不存在であり、当該条件の部分を削除すれば、文書①及び文書②を特定可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、異議申立人から回答が得られなかったため、当初の開示請求を維持するものと解し、文書不存在と判断した。

### イ 開示請求2について

開示請求書には、異議申立人が開示を求める文書3について、具体的な文書名が記載されている外、文書の内容等に「国土交通省は組織ぐるみで事実と証拠を隠し、事実を知らない国民に向けて、文章の文字、語句等を国土交通省の都合の良いように改め換えてある文書。且つ事実でないことを事実のように作り上げてある」といった条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙2に掲げる文書③が対象文書に該当するが、異議申立人が開示を求めているのは、文書③とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、開示請求書の記載のままでは文書不存在であり、当該条件の部分を削除すれば、文書③を特定可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、異議申立人から回答が得られなかったため、当初の開示請求を維持するものと解し、文書不存在と判断した。

### ウ 特定事案に関する文書の保有状況について

特定事案は、もともと、異議申立人と特定事業者との間にトラブルが生じたことに端を発し、異議申立人が三重運輸支局や総務省の行政評価事務所に苦情相談を行った事案である。

特定事案の関係文書については、過去に異議申立人が何度も開示請求を行っており、国土交通省において保有する別紙2に掲げる文書①及び文書②についても、別件開示請求により異議申立人に開示済みである。また、過去に審査請求の対象となったことなどの経緯から、数次にわたり、特定事案の関係文書の徹底的な探索が行われており、文書①及び文書②と同一名称の別の文書を保有していないことは、確認済みである。

さらに、文書③についても、異議申立人は、別件審査請求事件の際に入手済みであり、国土交通省から内閣府情報公開・個人情報保護審査会に提出した文書であるから、同一名称の別の文書が存在しないことは明らかである。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 諮問庁は、開示請求1及び開示請求2について、上記(1)ア及びイのとおり、異議申立人が開示を求める文書1ないし文書3には、特定の条件が付されていて、文書①ないし文書③とは別の文書と考えられたので、このままでは文書不存在である旨告げて補正を求めたが、異議申立人から回答が得られなかったため、文書不存在と判断した旨説明する。

イ また、諮問庁は、文書①ないし文書③については、既に別件開示請求等により異議申立人は入手済みであり、さらに、これら文書と同一名称の別の文書を保有していないことは、徹底した探索等によって確認している旨説明する。

ウ 本件開示請求書をみると、文書1ないし文書3については、具体的な文書名に特定の条件が付加されているところ、上記諮問庁の説明からすると、異議申立人は、既に入手済みの文書名を自ら示しつつ、あえてこれらの文書に特定の条件を付け加えているものと認められる。そうすると、本件開示請求において異議申立人が開示を求める文書1ないし文書3は、国土交通省において保有する文書①ないし文書③ではなく、それとは別の文書であることは明らかである。

そして、文書①ないし文書③と同一名称の別の文書を保有していないことについては、徹底した探索等によって確認されているのであるから、国土交通省において、文書1ないし文書3を保有しているとは認められない。

したがって、文書1ないし文書3に記録された保有個人情報の開示請求につき、これらを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左

右するものではない。

#### 4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、国土交通省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙1 本件対象保有個人情報

### ○開示請求1（H25.4.7開示請求）

国土交通省は組織ぐるみで国民の主張と証拠を無視，特定事業者の債務不履行・不正請求の事実と証拠を隠し法令にもとづく処分を行わず，事実を知らない国民に隠れて，文章の文字，語句等を国土交通省の都合の良いように改め換え且つ事実でないことを事実のように合意事項，確認事項等を作り上げて中部運輸局経由で国土交通省本省に送付させた三者会談の議事録に関する下記の文書に記録された保有個人情報

文書1 特定事業者に対する相談事案（三者会談）について特定年月日  
A

文書2 特定事業者に対する相談事案（第2回三者会談）について特定  
年月日B

### ○開示請求2（H25.4.4開示請求）

国土交通省は組織ぐるみで事実と証拠を隠し，事実を知らない国民に向けて，文章の文字，語句等を国土交通省の都合の良いように改め換えてある文書。且つ事実でないことを事実のように作り上げている下記の文書に記録された保有個人情報

文書3 諮問庁：国土交通省平成23年（行個）諮問第149号補充理由説明書

## 別紙2 国土交通省において保有している文書

- 文書① 特定事業者に対する相談事案（三者会談）について特定年月日A
- 文書② 特定事業者に対する相談事案（第2回三者会談）について特定年月日B
- 文書③ 特定年月日C付けで諮問した「三重運輸支局から中部運輸局へ送付した関係書類一式の不開示処分（不存在）に関する件」（平成23年（行個）諮問第149号）に係る補充理由説明書